

Asia Medical Massage  
Instructors Network

2010年5月  
第 10 回 WBUAP マッサージセミナー  
In 韓国・ソウル

参加報告書

期間:平成 22 年 5 月 3 日~5 月 5 日

## 第10回 WBUAP マッサージセミナーin ソウル概括

2010年5月3日～5日の3日間、韓国・ソウルで行われた第10回 WBUAP マッサージセミナーに、AMIN から3名が参加した。今回は参加支援として、タイ国より10名、モンゴルより4名、ベトナムより3名、インドネシアより2名の計19名に対するセミナー参加支援を行った。

初日は、基調講演として欧米各国の視覚障害者マッサージについての動向について講演がされた他、各国のカントリーレポートなどが発表された。また、AMIN からも、前回北京大会以降 AMIN が行ってきた活動などについての発表を行った。3日目は閉会式の後、ソウル市内で行われている健康フェアの外にブースを設置し、それぞれの国からの代表者が、一般希望者に対しマッサージを行うなどのイベントも開催された。



### AMIN の参加目的

1. AMIN の活動について報告（発表内容別紙）  
「AMIN の活動報告－2008年－2009年」緒方昭広  
「AMIN 初級あん摩ガイドラインについて」藤井亮輔
2. 招聘国およびその他について現状把握のための情報交換
  - ・モンゴル（招聘国）
  - ・インドネシア（招聘国）
  - ・ベトナム（招聘国）
  - ・マレーシア
  - ・フィジー



一般市民に対するマッサージデモンストラーション。日本ブースは常に盛況であった。子供の患者さんも・・・「肩が凝っている」とのこと。（写真右）

**The 10th WBU Asia & Pacific  
Regional Seminar on Massage**

**Programme**

Time: 3-6, May, 2010

Venue: Seoul Olympic Parktel (www.parktel.co.kr)

Theme: Meeting New Challenge through Exchange and Raising self-Esteem

1. Countries:

Australia	Bangladesh	Brunei	Cambodia
China	Hong Kong, China	Taipei, China	Fiji
Indonesia	Japan	Korea	Malaysia
Mongolia	Philippines	New Zealand	Papua New Guinea
Singapore	Thailand	Vietnam	Samoa
Mianmar	Laos		

Tentative Programme

**3 May**

10:00—11:00	Opening Ceremony & Commemorative photography
11:00—11:30	Key speeches : ‘World blind massage trend’
11:30—13:00	Lunch
13:00—14:30	Country Report (I) (10mins/person, Q&A 5mins)
14:30—15:00	Tea Break
15:00—16:40	Country Report (II) (10mins/person, Q&A 5mins)
16:40—17:00	Tea Break
17:00—18:00	Plenary Session I Europe and America massage development trend
18:00—18:30	Tea Break
18:30—20:00	Welcoming party

#### 4 May

09:00—10:20	Plenary Session II : Simulation therapy clinic case
10:20—10:40	Tea Break
10:20—12:00	Plenary Session III : Massage clinic case
12:00—14:00	Lunch
14:00—15:30	Workshops / Massage Skills Exchange (I): Health Massage
15:30—16:00	Tea Break
16:00—	World Blind Union Asia Pacific Regional Massage Commission Meeting
16:00—17:30	Workshops/Massage Skills Exchange (II): Clinical Practice
17:30—18:00	Tea Break
18:00—20:00	Dinner

#### 5 May

09:00—10:20	Plenary Session IV : Support system of government for the massage enterprises
10:20—11:00	Tea Break & Movement
11:00—15:00	Open Massage Demonstration Venue : Olympic park
15:00—15:30	Tea Break & Movement
15:30—16:00	Closing Ceremony
16:00—17:30	Movement to place of farewell dinner
18:00—20:00	Farewell Dinner

#### 6 May:

08:30—	Sight-seeing : Changgyeong Palace : Kwang Hwa Moon Square & Cheonggye creek : Han River Tour of Institute : Korea Blind Union Office : Blind Massage Center : Seoul Blind School
--------	---

#### Conference Languages

The official languages of the conference are Korean, English, Chinese, Japanese. At all seminar is available in Korean and English, Chinese, Japanese.

# AMIN の活動報告

—タイ国とモンゴル支援（2008年、2009年）の活動を中心に—

筑波技術大学  
緒方昭広

本プロジェクトは

アジア太平洋地域の途上国に、視覚障害者が、医療マッサージの専門家として就業できる体制を整備することを目的に筑波技術大学の中に 2006 年に5カ年計画で組織された。また組織の運営資金は日本財団によりなされている。2008 年に北京で行われた WBUAP マッサージセミナーでも述べたように、それぞれの国の状況やゴールに沿ったより効果的な支援を行うため、2008 年より主な支援対象国としてモンゴルとタイを主な支援対象国として活動する。



## I、モンゴルへの支援

2008年、2009年の2年間に4回のモンゴル訪問を行った。

2008年の活動は、ウランバートルのモンゴル盲人協会マッサージトレーニングセンターで講習会を行った。講習会の目的は医療マッサージの普及の可能性や日本が行うべき支援のあり方を評価検討することであった。講習会の内容はモンゴル盲人10名に対して、実力を評価した上で実技指導を行った。また盲人協会と政府関係者との意見・情報の交換を行った。2005年からモンゴル盲人協会日本で学んだ講師が日本式のあん摩を教えている。

同年9月にモンゴルにおいて現地視察を実施した。

視察の目的は学校建設の具体的な計画と政府側の協力の確認、モンゴル伝統医療の現状把握であった。2009年においては1月にモンゴルでのセミナー開催の打合せを行い、同年3月にセミナーをモンゴル日本センターで開催した。

将来的に視覚障害者も医療マッサージができるよう資格制度を制定することが本セミナー開催の背景にあった。モンゴル政府関係者、伝統医療関係者および障害教育関係者などに対し、日本の視覚障害者の歴史や現状、あん摩マッサージ指圧師の資格制度などに関する理解を深めてもらう機会となった。当日は総勢120名以上がセミナーに参加した。日蒙両国の関係者の相互理解が進んでいることが確認された。

## II、タイ国支援

2008年9月にタイにおいて現地調査を行った。調査内容は次の2点であった。

①視覚障害者に対するタイ医療マッサージ教育の現状視察

②タイ医療マッサージ国家試験受験資格について正確な情報の収集を行った。。  
AMINとしてのタイ支援は、情報収集を行い、視覚障害者に対する医療教育の教授法および教材制作・機器などに関する支援の必要性を明確にし、今後のAMINとしての協力できる内容を検討する資料にすることであった。訪問先として視覚障害者雇用促進財団、保健省、二つの視覚障害学校を訪問し情報収集を行った。

2009年3月、タイにおいてセミナー開催の打合せを盲人関係の組織と行った。

タイ国内では晴眼者は2007年より国家試験が実施されている。最近の法律の改正によって、視覚障害者も国家試験実施が決定された。しかし、社会的に視覚障害者が医療を行うことができるのか疑問視されている。また政府が実際に視覚障害者に医療教育を行うことに関しては初の試みである。その教育方法や教材の作成や使用方法などが整備されていない。そこでAMINに対して日本が長年に渡り確立している視覚障害者の実践的な教育制度、国家資格制度等について紹介してくれるようタイ側から要望が出された。

それを受けて2009年8月17日から3日間の日程でタイ・バンコクにてTBUと共にセミナーをCentury Park Hotelで開催した。

セミナーの内容は保健省、病院関係者、教育関係者および視覚障害者マッサージ師などのべ100名を対象に①視覚障害者に対する社会的な理解と信頼性の向上の必要性などをなど出席者に講演、②日本の視覚障害者の歴史、③あん摩マッサージ指圧師の資格制度、④実践的教育法⑤視覚障害者教育に使用するツールの紹介などを行った。

参加者の多くから積極的な質問が寄せられ、その関心の高さと理解を深めることができた。このセミナーの最後に戦略会議を持ち、日本での視覚障害者に対するタイマッサージ指導者のスタディーツアーを計画した。翌年の2010年3月に1週間の日程でスタディーツアーを東京と筑波技術大学で開催した。このスタディーツアーの目的の中心は、日本で100年以上渡り蓄積されている視覚障害者への教授方法を学んでもらうことであった。日本の盲学校学校での授業や教材などの見学、すべてのタイマッサージ指導者に模擬授業を行ってもらい、それについて具体的な教授方法を指導した。タイマッサージ指導者からはツアーの内容に対し高い評価を得ることができた。

2010年も、モンゴルおよびタイに対する支援は継続して行い、これらが前例となり、他の国々の状況改善に良い影響を与えることを望んでいる。

# AMIN Fundamental Therapeutic Massage Guideline

FUJII Ryosuke<sup>1)</sup>, KATAI Shuichi<sup>1)</sup>, OGATA Akihiro<sup>1)</sup>,  
Kurihara Katsumi<sup>2)</sup>, MUTO Miki<sup>3)</sup>, and SAKAI Tomomi<sup>4)</sup>

- 1) Tsukuba University of Technology 2) Tokyo Metropolitan Bunkyo School for the Blind  
3) Ibaraki Prefectural School for the Blind  
4) Tokyo Ariake University of Medical and Health Science

アジアの視覚障害者が国の違いや障害の程度を問わず、等しく医療マッサージを学ぶ機会に恵まれ、身につけた専門の知識と技術を活かして職業的・経済的自立を果たしていくことは、関係当事者の基本的な権利であると同時に、その実現に日本が貢献することは、視覚障害者の職業教育に長年の経験を持つ国としての使命である。AMINは、この使命を帯びて、2006年に設立されて以来、アジア域内の視覚障害者に医療マッサージを普及



するための教育環境の整備（インストラクターの育成やテキストの発行など）に尽力してきたが、その活動の一環として、教育の根幹を成すカリキュラム、「初級医療あん摩ガイドライン」を2008年に策定した。

このカリキュラムは、医療マッサージの免許制度が未だ確立していない国や地域において、マッサージの指導に当たる組織やインストラクターが、教育する内容や配当時間を考慮する際の指針となるものである。作成に当たっては、AMIN推進委員会およびBMIN<sup>1)</sup>より選出した専門家をメンバーとする、「ガイドライン作成委員会」を組織し、日本の国家試験受験資格となるカリキュラム（修業年限3年で約3000時間の内容）を参考に完成させた。この「初級医療あん摩ガイドライン」で提示するカリキュラムは5分野で構成され、1010時間を配当した。この内容を完全に修了すれば、医療・保健領域で、適応疾患か否かを判断する基本的な能力や初歩的な施術を安全に行うことの出来る臨床力と態度を養うことができる。具体的な内容は以下の通りである。

分野Ⅰ：現代医学の基礎 128時間（人体の構造と機能 80時間、疾病の成り立ちと予防 48時間）

分野Ⅱ：東洋医学の基礎 128時間（東洋医学概論 46時間、経絡経穴概論 46時間、按摩マッサージ指圧理論 36時間）

分野Ⅲ：臨床医学 264時間（運動器系症状 96時間、神経系の症状 54時間、呼吸器系の症状 10時間、循環器系の症状 16時間、消化器の症状 16時間、泌尿器科・科の症状 20時間、自律神経失調症 4時間、眼精疲労 4時間、むくみ 4時間、生活習慣病と医療按摩 10時間、高齢者と医療按摩 10時間、スポーツ領域における医療按摩 10時間、産業衛生における医療按摩 10時間）

分野Ⅳ：手技療法の基礎 160時間（あん摩基礎実技 120時間、マッサージ基礎実技 20時間、指圧基礎実技 20時間）

分野Ⅴ：手技療法の臨床 330時間（臨床実習 240時間、カンファレンス 50時

間、経営実習 20 時間、総合実習 20 時間)

既に述べたが、通常日本であん摩師の国家資格を取得するには、高校を卒業した後 3 年以上、指定された学校で約 3 0 0 0 時間を履修した上で国家試験に合格する必要がある。今回 AMIN が提示したガイドラインはその 3 分の 1 の約 1 0 0 0 時間であり、日本の現状と比較すると初級の内容を示したものである。これは、アジアの発展途上にある国や地域の教育環境や学習水準を考慮したものであり、医療・保健領域において就労する医療あん摩師を養成するために必要な最低限の時間として定めたものにすぎない。従って、この時間は、その後の 2 0 0 0 時間、さらには 3 0 0 0 時間の学習を目指すことを前提とし、基本的訓練に関する初歩的かつ保健的な施術を安全に行えるレベルを想定したものである。

なお、日本のカリキュラムの 3 分の 1 であるからといって修業年限を 1 年にする必要は必ずしもない。このガイドラインを採用する国や地域、あるいは対象となる生徒の実態等に応じ、柔軟に運用していただければよいのである。また、分野や科目についても、各国の伝統的手技療法を加えることも必要だろう。さらに実際に医療マッサージ師の養成コースを運用する際には、視覚障害を保障するための特別な指導、例えば、点字、IT、歩行などの指導に相当な時間を費やしなければならないので、時間数は 1 2 0 0 時間を超えることがあっても良い。

以上、AMIN が作成した「初級医療あん摩ガイドライン」の考え方や概要を紹介したが、このガイドラインが適する国や教育機関には、できるだけ多く使用していただき、関係各位の批評を仰ぎながら、さらに内容の充実に努めていきたい。

\*1)BMIN: Bank of Medical Massage Instructors Network



## 各国カントリーレポート要旨（プログラムより）

### 〈香港〉

香港盲人協会が運営する” Health Massage and Treatment Center (HMTCC)”が香港の視覚障害者マッサージ師の就業先として提供されており、そこでは、指圧やマッサージの他、フットマッサージや美容に関するサービスも行っている。協会では、マッサージ教育として1年間の基礎コース、および応用コースを行っており、現在13期目となる基礎コースは、2008年5月に“Hong Kong Council for Accreditation of Academic & Vocational Qualifications (HKCAAVQ)”によって公的な資格として認められたため、第12期の卒業生からはこの修了証が授与されている。また、2004年より技術の向上を目的として北京にある関係機関に依頼し“National Qualified Masseur in Hong Kong”を認定するための試験基準を作成し、これまで30名の盲人マッサージ師が中級もしくは上級の公的認定書を授与されている。

### 〈タイ〉

これまでの様々な苦勞の末、1991年の障害者更生法(Rehabilitation Act)や2007年の障害者人権付与法(Persons with Disabilities Empowerment Act)を機会に、視覚障害者に対する一般的な意識は向上してきている。現在タイ国内には、学士を持つ視覚障害者が1000人、修士を持つ者も100名以上いる。視覚障害者の職業としては、教員、テレフォンオペレーター、ミュージシャン、病院職員、また、独立して様々な分野でビジネスをしているものいる。その中でもマッサージは視覚障害者にとって最も見込みのある職業と言える。

タイでは、30年前に初めて視覚障害者に対する職業訓練としてマッサージが導入された。タイで医療マッサージ師は保健省下の国家試験を受けて資格を取得する必要がある、現在まで視覚障害者で医療資格を取得出来たものはいない。2年前に保健省は視覚障害者にも受験資格を与えたとし、雇用促進財団では視覚障害者に対する国家試験に向けたトレーニングコースを始めた。コース内容は、保健科学分野、タイ伝統医学、タイマッサージ、法律と倫理、外国のマッサージ入門、点字読み書き、経営学および35症例の分析などトータル1154時間で、期間は2009年1月～2010年12月までということで実施している。教員は6名、生徒数50名で、20冊の教科書はすべてMP3やデージーに変換した。生徒たちは、アシスタント医療マッサージ師の試験に合格し、2010年1月26日に保健省の担当者より授与された2011年には、医療マッサージ師の国家試験を受験する予定であり、タイの歴史上初めて視覚障害者が医療免許を取得するグループとなるであろう。取得後は開業しクリニックを持つことができるが、マネージメントやマーケティング、会計、雇用など、医療的な知識や技術以外に

もスキルが必要となるため、今後雇用促進財団では、視覚障害者のための経営コースを開催する予定である。

#### 〈韓国〉

韓国マッサージ協会は、視覚障害者の権利を守り推進するために、1964年に設立され、マッサージを視覚障害者の専門として権利を守り続けている。しかし、2006年に憲法裁判所が「マッサージのように特定の職業を限られた人の専門にすることは、憲法違反である」とした。改正された医療法によって、判決は覆され、われわれの権利は守られたが、その他にも韓国の視覚障害者たちはいくつかの深刻な問題に直面している。そのような背景の下、韓国マッサージ協会が、登録下の盲人マッサージ師や一般的な視覚障害者の生活の質向上を目的として行った活動の成果をいくつか報告する。

まず始めに、韓国マッサージ協会は保健省と協力し、「マッサージバウチャープログラム 2009」を実施した。これは盲人マッサージ師の安定した雇用機会と、盲人マッサージ師が行うマッサージ治療の効果に対する一般的に広く認知してもらうことを目的として行ったもので、韓国マッサージ協会と各地方支部は、試験的導入として19の地方自治体で、高齢者や身体障害者に対しマッサージを行った。この試験的プロジェクトは成功し、筋骨格系症状、脊髄損傷、外傷性脳障害を含む様々な健康問題を抱えた患者に対しマッサージを行い、健康状態が著しく改善するという結果を得た。その結果を受け、2010年度は、韓国政府がこのプログラムに対しより多くの予算を認め、33の地方自治体がこのプログラムに参加している。さらに、韓国マッサージ協会は、マッサージ店の開業を希望する者に対し、経営管理者の派遣やコンサルティングサービスを提供することにより、彼らが政府の発行する引換券（バウチャー）を持った患者を受け入れることが出来るようサポートしている。

2つ目には、韓国マッサージ協会は、盲人マッサージ師の施術を国のヘルスケアシステムに入れてもらえる道を探るため、調査を実施している。The Korea Institute for Health Industry Promotionに調査を委託し、その手段、事前研修、免許制度、継続教育、所得援助、医療職の中での地位など他の国の例も含め調査を行っており、近く最終報告書がまとめられる予定である。韓国マッサージ協会としては、このような調査活動をすることで、盲人マッサージ師が医療サービス提供システムにおける地位確立を促進する建設的で実現可能な方法につながることを期待している。

また、韓国マッサージ協会は医療福祉省説得し、全国250以上の公的健康センターに対し、盲人マッサージが治療の補助として使用するとされている鍼治療（直径0.25mm以下）に関する規制を順守するよう、解釈について方針指導を

行なってもらうこととなった。この対策は、大きな意味合いを持ち、今後の潜在的な訴訟などから、鍼を行う視覚障害者をより良く守ることにつながる可能性がある。

このように、盲人マッサージ師の生活向上のため、建設的で意味のあるステップを踏んではいるが、裁判なども含め立ち向かうべき問題が今後も続く。より一層の努力によって盲人の基本的権利を守っていきたいと考えている。

## 〈台湾〉

Institute for the Blind of Taiwan (IBT)はAmerican overseas blind foundationの支援により1951年に設立された。その後1958年に政府によって正式に社会福祉団体として登録され、台湾の盲人や視覚障害者の福祉業務を推進してきた。

2009年末の統計によると、台湾の視覚障害者人口は56,928名、そのうち2.7%は18歳以下、44%が19歳以上64歳以下、53.3%が65歳以上となっている。そのため、IBTは中途失明または視覚障害者となった者の生活再建にフォーカスし、日常生活動作、職業や精神面の安定などのためのサポートを行っている。職業訓練では、マッサージを中心として、免許や雇用を獲得できるようサポートを行っている。

1980年に、政府は障害者権利保護法を発し、マッサージを視覚障害者の独占的職業として挙げた。この規制の下では、視覚障害者だけがマッサージ師として雇用されることが出来、2年間の職業訓練の後、経済的に自立できる。しかし、2008年10月、最高裁判所の憲法解釈No.649にて、晴眼者がマッサージ産業で働くことを認めないと条項に明記することは、平等な職業選択の権利に反するとして、憲法違反とした。このことは、マッサージ業界で働く約2,600名の視覚障害者に対し、大きな衝撃を与え、街頭抗議が2008年12月と2010年1月に2度おこった。晴眼者と競合するため、2011年11月より彼らは政府に対しマッサージ師の雇用と最低限の生活を守り、確保することを求めている。政府の方策は以下の通りである：

### 1. マッサージ技術向上

- (1) トレーニング基準を設定・向上させるため、見直し・検討を行う。マッサージ技術を向上させるため、トレーニングコースは最低1年課程とする。(これまで、ほとんどのトレーニングコースは半年であった)
- (2) 免許を持ち既に業界で働いている者には、60時間以上のOn-Jobトレーニングを行う。さらに、政府は彼らの生活費として月10,000台湾ドル(27,000円程度)の交付金を支給する。
- (3) 視覚障害者に対し宿泊先や、歩行訓練、点字、コンピューター、マッサ

ージ技術のトレーニングを提供するためのマッサージ・リハビリテーションセンターを設立する。

2. マッサージビジネス経営の基準を設置し、民間のマッサージ講習に対し、3年間のカウンセリングや支援を行う（各講習で上限 200,000 台湾ドル）（2010-2012）
3. 大規模マッサージセンターを作り、マッサージの雇用機会を拡大する（2011）
4. 顧客向けに、視覚障害者マッサージ店を掲載したインターネット上のマップを作る（2010）
5. 視覚障害者マッサージを宣伝・促進する（2010）

IBT を卒業したマッサージ専門家は常に市場のマッサージ師の中心となっている。晴眼者と競合するため、政府に対しより積極的な助言や提案をし、我々は雇用相談やマッサージ技術向上、マッサージを実演することで視覚障害者が引き続き市民からの尊敬を得つつ社会貢献するため、サービスを拡大していかなければならない。

#### 〈ラオス〉

1989 年より以前は、ラオスの視覚障害者は社会活動と接点を持つことが出来ずに暮らしていた。2002 年に、盲人グループは自分たちの組織を作り、その後政府からラオス盲人局（Lao Division of the Blind）として登録された。この組織の主な目的は、ラオスにいる視覚障害者の教育と職業にフォーカスしてサポートを行うことである。

2003 年には、ラオス盲人局の下に最初の盲人伝統マッサージトレーニングセンターが設立された。センターでは、視覚障害者に対してのみ伝統マッサージトレーニングを提供している。トレーニングは6カ月で構成されており、終了試験を受けた後、生徒らは一般市民に対し学んだことをマッサージ施術を通して実践する。センター開設当初は、1年間に10名しか講習生を受け入れることが出来なかった。

2007 年には、ラオス盲人協会（Lao Association of the Blind (LAB)）が公的に設立され、それからセンターのマッサージトレーニングは、協会にとってなくてはならない活動となっており、視覚障害者一部の晴眼者が職業就くための支えとなっている。伝統マッサージは盲人と一部の晴眼者の間で最もポピュラーな職業となっている。現在、およそ125名の首都ビエンチェンや地方にいる視覚障害者が、マッサージによって収入を得ており、首都ビエンチェン周辺には25のマッサージクリニックがある。

現在伝統マッサージは、視覚障害者や一部の晴眼者にとって唯一、自立することが出来る手段である。ラオス盲人協会は、何らかの理由によりマッサージ

トレーニングを受けられない視覚障害者のための職種を拡大するため、奮闘しているが、人材や土地不足のため難しい状況である。

伝統マッサージトレーニングセンターを始めてから7年が経つことから、Savannakhet と Luangprabang の2つの県で伝統マッサージトレーニングセンターを作り、ラオス盲人協会の支部とし、2008年にはSavannakhetで、2010年にはLuangprabangで公式に登録された。

ラオス盲人協会は、北部と南部の2か所に、2011年から2012年にかけて、地方のマッサージトレーニングセンターを活用し、ラオス盲人協会の地方支部を設立するつもりであり、マッサージは視覚障害者の職業としてだけでなく、ラオス盲人協会を国家や地方レベルで存続させるための役割も担っている。

#### 〈マレーシア〉抄録より一部抜粋

##### 1. 視覚障害者の識字率

40歳以下の盲人のほとんどは、教育が無料ということもあり最低11年間の教育を受けている。講師や教員、弁護士、行政官やインストラクターの職を持つ盲人は100名以上いる。11年間の教育を受けた盲人は、多くが電話オペレーター、マッサージ師、工場労働者または経営者となっている。

##### 2. 障害者の数

全障害者の数：209,208人（2007年6月現在）が福祉省に登録されている。そのうち20,000人が視覚障害者である。（推定）2007マレーシア障害者法が2007年12月18日に施行された。

##### 3. 視覚障害者に対するマッサージトレーニング

1990年代半ばまで、盲人にマッサージトレーニングを提供しているのはGurney Training Centreの短期コースだけであり、他の組織は生徒を送るといった協力のみ行っていた。その後、Sawarak Society for the Blindが1999年、St. Nicholas Homeが2002年に、それぞれ地元の講師によってトレーニングセッションを設けたり、生徒を専門家の運営するセンターに送りこむなどして取り組みを始めた。これらの短期講習（1カ月～3カ月）を受けた盲人マッサージ師は、修了証などを授与されていたが、これらの修了証は中国や日本と比べるとプロフェッショナルレベルの資格とは言い難いものであった。

カリキュラムについてだが、Gurney Training Centreで行われていたものはJICA沖縄プロジェクトをベースにし、JICAからマレーシアに派遣されたフジキコウジ氏によって作られた。St. Nicholas Homeのものは、Gurney Training Centreのものを取り入れてNorimah Haji Ahmad氏により作成された。彼女は中国や沖縄プロジェクトに参加し、そのスキルを獲得している。その他3つの組織で行われているプログラムは、上記のプログラムの大枠に沿ってコースを

運営している。

マレーシア、すなわち、Gurney Training Center と St. Nicholas Home では、生徒は、手技療法の講師の下で1年間学んでいる。これらの生徒は3名の試験管の平均が基準を上回る成績であれば、資格が与えられ、National Vocational Training Council (MLVK、現地言語略)から認定書が発行される。マレーシアでは、マッサージは非医療行為であると認識されており、マッサージ師となるために修了証を取得する必要はない。しかし、マレーシアでは社会的に質や基準に対する意識が高まっており、クライアントも盲人マッサージ師がどこで教育されたのか知りたがるようになるだろう。一般的に、教育的背景に関わらずマッサージのトレーニングを受けることが出来る。大切な条件としてあるのは、彼らがクライアントの言語を理解でき、マッサージ技術が高いことである。マッサージ店を設立する際に、オーナーはマッサージの修了証は必要ないが、ビジネスを行うことについてのライセンスは申請しなければならない。盲人マッサージ師の間で、企業家としての精神が昔も今も強く、他の者が成功するのを見れば、それにならって店を始める。“短期間で学び稼ぐ” マッサージ師が急速に増え、マッサージ店の乱立が新たな問題を引き起こしている。また、晴眼者がこのお金になる市場に参入し、観光スポット等に出店するなど戦略的に、様々なサービスを提供するようになった。現在、国内には約1000人の盲人マッサージ師がおり、70店舗が主要都市（ほとんどがKL）にある。場所や、マッサージ技術にもよるが、マッサージ師は月\$400~\$700の収入を得ている。組織によって経営されている店舗もあり、そのうち2つがマレーシア盲人協会 (Malaysian Association for the Blind)、2つがサラワク盲人協会 (Sarawak Society for the Blind)、1つがセントニコラスホーム (St. Nicholas Home) によって経営されている。

マレーシア盲人協議会 (National Council for the Blind, Malaysia, NCBM) に加盟している5組織の努力にもかかわらず、技術のあるマッサージ師がまだまだ求められており、市場の求める水準に達するまではまだまだ不十分であり、さらに教育する必要がある。

#### 4. マレーシアの盲人マッサージ師の課題と挑戦

- ①晴眼者との競合
- ②カリキュラムや実習における医療的サポートの不足
- ③基準を維持するための全体的なコントロール不足
- ④盲人マッサージ店のビジネスモデルを提示し、より効果的に経営し、晴眼者と競合できるようにすることが必要

#### 5. マレーシア盲人協議会加盟組織の現状

- ①St. Nicholas Home, Penang

2002年からマッサージトレーニングセンター（MTC）をはじめ、1期生の6名から、現在は16名の生徒を受け入れるようになっている。プログラムをさらに進めるためには、スペースや講師が必要である。

現在はMLVKより認定された3名の講師がおり、12カ月（3モジュール）で、下記のようなスケジュールで講習が行われている。

○リフレクソロジー（4カ月）

○指圧（2カ月）

○スウェーディッシュマッサージ&チェアマッサージ（4カ月）

○実習&テスト（2カ月）

モジュールは、理論と実技から成り、生徒は英会話のレッスンも受けなければならない。

2008年、セントニコラスホームは、卒業生の臨床実習のためSNH Wellness Centerを開設した。ウェルネスセンターは週6日、10時～19時まで営業し、リフレクソロジーやフルボディマッサージなど様々なコースを提供しており、ほとんどのクライアントはリピーターとなっている。現在は6名の常勤マッサージ師と卒業生が働いている。

#### ②Sabah Society for the Blind

2000年に設立し、2010年2月までで、訳82名のマッサージ師が、基礎フットリフレクソロジーや指圧の教育を受けた。彼らは、PenampangのRwo Shur reflexology centreでトレーニングを受けている。

	男性	女性
雇用マッサージ師	35名	8名
フリーランス	23名	6名
独立	8名	2名

現在20名以上がマレーシア西部で働いている。また、10名以上の視覚障害者が、マッサージトレーニングを受けるため待機の状態である。

#### ③Malaysia Association of the Blind

ここは、最も早く盲人マッサージトレーニングを始めた協会であり、1953年にGurney Training Centreとして設立され、その後Taman harapanとなった。1年半のコースを提供しており、マッサージテクニックの他、マッサージ店の経営やリフレクソロジーなどを指導している。メインとなるのは、台湾式マッサージで、その後日本式や中国式、タイ式なども取り入れており、また、インドネシア人のインストラクターとも契約している。

現在までに、500名の盲人マッサージ師を排出し、彼らはマレー半島に50のクリニックを設立している。

#### ④Society of the Blind Malaysia (SBM)

職業としての盲人マッサージは1980年に始まりとてもゆっくり成長してきた。しかし、2000年にSBMがマッサージの国際セミナーを開催し、関心が高まった。現在まで協会は、400名の盲人マッサージ師を排出し、マレーシア全土の35店舗で働いている。

#### ⑤Sarawak Society for the Blind

協会は、1986年にAC-Hocトレーニングプログラムという、台湾やタイ、日本、またはマレーシア国内の盲人マッサージ専門家を招き、盲人マッサージの活動を始めた。サラワク州に200名の盲人マッサージ師と15のマッサージ店があり、加えて協会直営店を3店舗持っている。

現在はJICAによりマッサージ店の設立を支援していただき、また、指導者も向こう3年間派遣してもらう予定である。我々の希望としては、盲人マッサージ師が政府によって認められるようになることを望んでいる。

#### 〈中国〉

中国は急激な経済成長を続けている途上国であり、社会的な変化の最中にある。このような背景の中、中国政府は障害者に対する支援について重きを置くようになり、1990年、中国政府は『中華人民共和国障害者保護法』” Law of the People’s Republic of China on the Protection of Disabled Persons”を公布・施行した。中国政府は『障害者教育法令』と『障害者雇用法令』を公布し、障害者の雇用の促進と保護、リハビリテーション、教育、雇用、貧困削減に関する政策制度が大成された。2008年には『中華人民共和国障害者保護法』が改正され、『国は盲人がマッサージや医療マッサージを行う利益を守るために措置を取るべき』とする条項が加えられたことで、中国の盲人マッサージによる健康増進を推進する法的保護がなされた。

伝統中国医療マッサージは通常の保健マッサージとはことなり、医療マッサージ学校での教育と専門医療者としての資格が必要となる。後者では、中国医療マッサージ師は、医学的検査を行い、患者の症状について診断がなされた後にのみ施術をおこなう。一方前者は、短期間のトレーニングを経てヘルスケア施術者として修了証が必要なだけである。今後の展開としては、盲人のさらに専門的な教育、盲人医療マッサージ師の権利の法的保護、雇用の拡大、雇用条件の向上、安定した職の推進がある。『盲人医療マッサージの管理に関する法令』が、CDPF（?）、保健省、“Human Resources and Social Security and the State Administration of Traditional Chinese Medicine”によって2009年4月に策定・公布された。この取り組みにより盲人医療マッサージ師は、明確に医療従事者として定義された。盲人医療マッサージ師は、国家試験に合格し資格を得た後に、医療施設で医療マッサージを提供することができる。『盲人医



療マッサージの管理に関する法令』によると、『国立盲人医療マッサージ試験委員会』が保健省、“State Administration of Traditional”、“CDPF”によって設立された。委員会は、盲人医療マッサージ試験の暫定基準と盲人医療マッサージ国家試験概要を定め、初回盲人医療マッサージ国家試験を2010年10月に実施するとした。盲人医療マッサージ師国家試験とは新たな国家試験と評価システムである。盲人医療マッサージ師の基礎的な理論と技術を評価するため、総合的な筆記試験と実技試験によって構成されている。この試験に合格した盲人医療マッサージ師は、初級医療技術者として認められ、これは医療施設で働くためには絶対条件となっている。

通常の保健マッサージはたった6カ月間の職業トレーニングだけでよい。保健マッサージの学校やマッサージ師が増えており、競争が激しくなっている。そのため、盲人マッサージの経営陣は組織化、標準化をし、また、政府からのサポートや補助も必要である。現在障害者団体、地方政府や関係省庁によって盲人マッサージをサポートするための体制が作られてきている。例えば、下記のような補助がある。

- ①地方政府は、80平方メートル未満で運営しているマッサージ施設に対し年10,000元を補助しなくてはならない。
- ②地方政府は、80-140平方メートルで運営し、かつ盲人が4名以上在籍しているマッサージ施設に年20,000元の補助をし、盲人が3名以下の場合は年10,000元の補助とする。
- ③地方政府は、140平方メートルを超える敷地で運営し、かつ8名以上の盲人マッサージ師が在籍しているマッサージ施設には、年30,000元の補助をするが、盲人が7名以下の場合は年20,000元の補助とする。

#### 〈インドネシア〉

インドネシアは2億3000万人以上が住む列島から成る国である。『Mitra Netra Foundation 2008』のデータによると、全人口の1.5%、345,000人が視覚障害者である。そのうち、30%（1,020,000人）が労働力人口であり、その70%（714,000人）がマッサージ師として働いている。

インドネシアの盲人マッサージは、1959年にドイツ人がスポーツマッサージを紹介してから、オランダ、日本、中国などの手技が取り入れられている。日本の指圧は、スポーツマッサージが小学校卒業以上の生徒が1年間の課程で指導されているのに対し、高校卒業以上、2年間というより長い期間での教育がなされている。

インドネシアには、政府のサポートによるマッサージ校の他、民間の学校や財団によって行われているマッサージトレーニングコースもあり、必要に応じ

て3カ月、6カ月、1年という長さで教育を行っている。マッサージ訓練を終えた卒業生は、政府運営のマッサージクリニックや民間の施設、個人経営の店等で働いている。しかし、インドネシアは人口も多く、晴眼者の失業者も多いため、マッサージ業が晴眼者にとっても重要な選択肢となってきた。

〈文責 楠山〉